

藤沢市立中学校教員の懲戒処分について

1 職員

■■■■ 教諭 (30 歳、男性)

2 事案の概要 (神奈川県教育委員会による発表)

当該教諭は、女子 3 名に対し、18 歳に満たない児童であることを知りながら、次の行為を行った。

(1) 事故① (A さんに対する行為)

- 平成 28 年 3 月下旬から 4 月上旬までの間のある日、小田原市内の店舗駐車場に駐車した自家用車内において、当該女子の胸を触るなどのわいせつな行為を行った。

(2) 事故② (B さんに対する行為)

- 平成 28 年 3 月 27 日 (日)、東京都内に所在するホテルの客室内において、当該女子と性交した。

(3) 事故③ (C さんに対する行為)

- 平成 28 年 3 月 27 日 (日)、東京都内に所在する他のホテルの客室内において、当該女子と性交した。

(4) 事故④ (A さんに対する行為)

- 平成 28 年 5 月 4 日 (水・祝) 午前 0 時 26 分頃から同日午前 1 時 25 分頃までの間、小田原市内の他の駐車場に駐車した自家用車内において、当該女子に対し、現金 9 千円の対償を供与する約束をして、当該女子の胸や性器を手で触るなどのわいせつな行為を行い、もって児童買春をした。

また、平成 27 年 12 月 25 日 (金)、平成 28 年 3 月 29 日 (火) 及び同年 3 月 30 日 (水)、年次休暇の届出を行わずに私用で外出し、計 13 時間、無断欠勤した。

3 発覚の経緯

平成 28 年 9 月 28 日 (水) 当該教諭は、県内某警察署 (以下「警察署」という。) の警察官から任意同行を求められ、警察署に同行
※逮捕には至っていない

同日 教頭は、当該教諭の家族から連絡を受け、発覚

4 発覚後の状況

平成 28 年 9 月 28 日 (水) 校長は、市教委に事故を報告

同日 市教委は、県教委に事故の一報

同日 当該教諭の家族は、当該教諭の身柄を引受

9 月 29 日 (木) 市教委は、当該教諭から事情聴取

同日以降 当該教諭は、自宅待機

10月 5日 (水)	市教委は、記者発表
10月14日 (金)	横浜地方検察庁横浜区検察庁へ書類送致
11月21日 (月)	市教委は、県教委に事故報告書を提出
11月22日 (火)	県教委は、当該教諭等から事情聴取
11月28日 (月)	当該教諭は、横浜地方検察庁川崎支部で聴取を受けた。
12月 5日 (月)	市教委は、当該教諭から事情聴取
12月 6日 (火)	市教委は、県教委に事故報告書 (第2報) を提出
12月 7日 (水)	県教委は、当該教諭等から事情聴取
12月14日 (水)	川崎簡易裁判所は、当該教諭に対し、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反 (児童買春)」により、罰金50万円の略式命令
平成29年1月4日 (水)	市教委は、県教委に事故報告書 (第3報) を提出
1月5日 (木)	県教委は、当該教諭等から事情聴取

5 処分の程度、理由

本人 「懲戒免職」

人格形成上、極めて重要な時期にある生徒を指導する立場にある教員が、18歳に満たない女子に対し、18歳に満たない児童であることを知りながら、児童買春等をするなどしたことは、生徒や社会に及ぼす影響が極めて大きく、教育公務員としての職の信用を著しく失墜させるものである。

処分年月日 平成29年1月27日

根拠法規 地方公務員法第29条

6 監督責任

前校長 「口頭訓告」

以 上